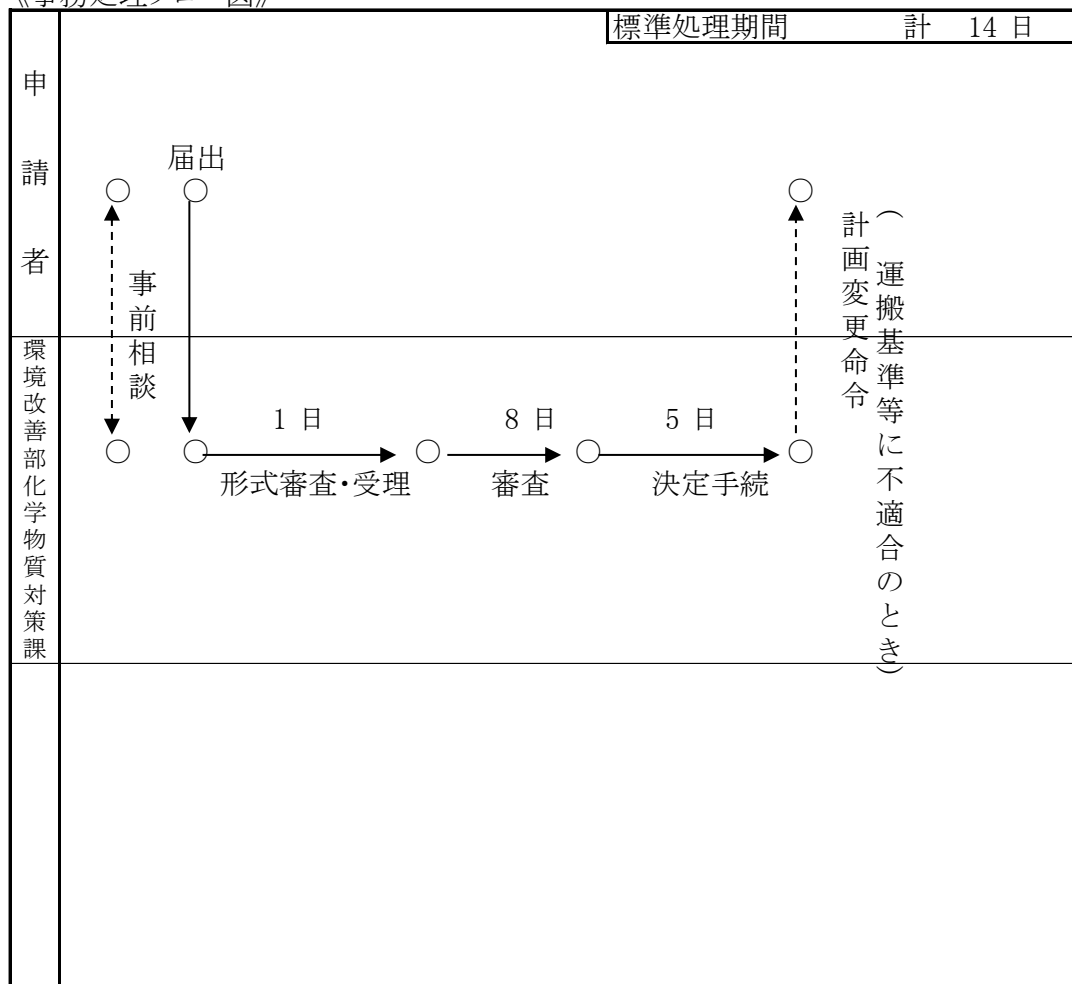


事務処理フロー図

事務名 汚染土壌の区域外搬出変更の届出

作成部署 環境局環境改善部化学物質対策課 電話42-371~4

《事務処理フロー図》



《事務処理フロー図の説明》

項番	項目	説明
1	事前相談	届出にあたって事前にご相談に応じます。
2	形式審査・受理	届出書の記載漏れなどを審査した後、受理します。
3	審査	届出内容について、土壌汚染対策法第16条第2項に基づき審査します。
4	決定手続	届出内容を決定します。
備考	届出内容が土壌汚染対策法第16条第4項の各号のいずれかに該当すると認めるときは、計画変更命令を発出することがあります。	